

新型コロナ感染回復後の競技会参加ガイドライン

公益社団法人日本ダンス議会 中部総局

2021年8月23日

新型コロナに感染し、療養回復後どの時点から競技会へ参加できるかの指針を以下に記します。これは選手、主催者役員、観客、外部業者等競技会に参加する全ての人を対象とします。

- 1, 基本は、厚生労働省が提示しています「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業規則の取扱いについて（一部改正）」（以下、本文章において「厚生労働省解除基準」と記します。）とします。
- 2, 厚生労働省解除基準（下記参照）による期間が14日間に満たない場合は、その期間を14日間とします。
- 3, PCR検査の陰性

上記1, 2, 3を全て満たした人は、満たした事を表示した上でJDC主催競技会へ参加出来るものとします。

厚生労働省解除基準（要約）

- 1, 人口呼吸器等による治療を行わなかった場合（軽症・中等症）
 - ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査（又は抗原定量検査）で陰性を確認された場合
- 2, 人口呼吸器等による治療を行った場合（重症）
 - ① 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合（※ただし発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じる）
 - ② 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査（又は抗原定量検査）で陰性が確認された場合
- 3, 無症状病原体保有者の場合
 - ① 発症日から10日間経過した場合
 - ② 発症日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査（又は抗原定量検査）で陰性が確認された場合

※発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係わる検体採取日とする。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

※人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

<自宅や宿泊施設での療養の場合の解除基準>

重症化のリスク要因（高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有さない場合に、医師の判断により、宿泊施設での療養や自宅療養とされた場合にも、医療機関に入院した場合と同様の基準で療養の終了が可能です。

以上